

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第七十二号

### 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（招集等に係る費用弁償）

第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会に出席した場合には、第五条第四項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給する。

2 前項の公務諸費の額は、出席日数一日につき三千円とする。

3 県議会議員が招集に応じ、又は委員会に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び車賃は、県議会議員があらかじめ県議会の議長に届け出た経路及び方法であつて県議会の議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。

4 県議会議員が招集に応じ、又は委員会に出席するため自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条第一項の規定にかかわらず、県議会の議長が別に定める額とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。